

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄復帰準備委員会（施設権移転小委員会）民政機能移行第2、第3段階(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): 沖縄復帰準備委員会, 民政移行, 代理会議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43770

各省在京米大意見

(2) 中國政府の公社の管理様

基礎外軍用道路組の維持比(乙別紙のとおり)。

戦
後
期
限

NO. _____

1
返還時に於ける河川行政案の民政の諸権限
の日本國への移行について (回答)

建設省 河川局
D88. 66. 6. 30

河川に於ける河川行政の推進 及び 公共物管理の適正化の図り 並びに
本土復帰への移行を円滑にするための措置がとられること 日本
側より提案されたこと

1. 河川に於ける河川等の公共物の二元的管理体制を解消し、その管理を
適正化し、河川に係る河川事業の推進に資するため、返還時
に次の権限が琉球政府に移譲されたこと。

(1) 「財産の管理」(米國海軍軍政府布告第19号)及び「琉球財産の管理」
(米國軍政府指令第19号)に基づき、現在行なわれている河川管理に係る
諸権限

(2) 「干潟の管理」について、(高等弁務官布告第14号)に基づき、依然
として琉球財産管理課に備保された干潟の管理に係る諸権限
2. 復帰時点に於ける水道公社の移行を円滑にするための必要な措置

の移行の研究 及び 公社の運営状態に關する調査を行なうこと、琉球
政府職員を水道公社へ出向させること

3. 公共事業として他河川にダムを建設し、福地ダムに代替して各ダム
の統合操作を担うこと及び福地ダムを将来河川管理施設とすること
のために重要な事項(福地ダム計画)について事前に琉球政府と県政
府が協議を要する体制を伴うこと。

4. 福地ダムについては、復帰後において、本国民政府の責任に於い
て事業を完了すること。(附録e1)

(5) 現在、ダム構想の貯水池と河川関連施設地を軍用地から
除外するよう検討すること。

道路局

46. 6. 24

返還時におけるカメ合衆国の在政の権限の

日本國への移行について意見

／ 基地外軍用道路網の維持について

基地外軍用道路網の維持には、琉球政府が 政府道 として管理することを希望するが、

若し、政府道として管理することは、道路敷地の借上契約の英米等の向

題があり、現在の行政の支障を及ぼすこととなるため、米國側が維持して、

工事等のコストを移行するに示したい。

(四) 基地外軍用道路網の対象となるものについて示したい。

若し、資產異取の対象となる、単道、單管結政府道 (約230km) が対象

となる場合は、(4)の趣旨により維持する延長の範囲により十分琉球政府

協議を促したい。

また、その他基地連絡道路 (約140km) も対象となるに示したい。

若し一般交通の用に供して、るものについては、琉球政府 (市町村を含む) が道路

管理者となるものについては、その維持を希望するが、その他ものは、

について、建設省と関係する。

その他

国道 単独行政道の管理台帳 工事台帳 道路敷地等の管理
に関する資料 等 日本側は引当金付の委託

現案は施政の移転が 2021年進められ

なりではあるが、⁴議論と汚染に慣れが

あり、行政府としては十分な立場にたつて

存するかである。

(2) 7月19日 ^{の週に} ~~開始~~ 自らは沖繩に於て ^{2021年}

^{米側関係者と} 協定するが、21日に米側内部にお

いて項目の洗い出し作業を終り、23日の代

^議 ~~表~~ 議に於て提出の上承認を得、30日に

代表会議の周りで代表の承認を得るとい

うように進んでいる。米側案は16日の代

理会議に於いてドラフトとして提示される

通知。(注. 9日の代理会議に於ては米側

代理より米側政府の対琉球政府援助に

ついて説明が予定と承知してある)

(3) 以上の取組進め方について日米側の感觸

と自らが訪沖の折に知れぬとの子と有

難い。

2. 以上に於ては、次の通り進められていく。

(1) 第2段階では実際には事務の移転は

行方不明であるとしても、現在から着手し、物理

的に向に合致する ^{なる} 協定の取り決めに於て

は前向きに考えてもらうこととする。上院の

関係で "categorically" に "negative" に存する。

しかし、問題毎に "flexible" に存して欲しい。

また移行の態様如何におてはご目立

た事、で実施できるかと思ふ。(左方有利

に存するか)

(2) 23日の代理会談で正式に提案を

の場で承認の意向は如何か存して、東京

において検討する意向を与えて欲しい。

意向の検討で30日の代表会談で採択す

るべき案を以て存する。各省との調整

を要する(既に存するが、調整が実施する意向に)

各省を調整すべきかと思ふ(存する)ので、~~調整~~

提~~案~~案を受け、存するも2週間以内

要である。

(3) 何れにしても、米側の提案を見た上で、

と何れもコメントできるが、^{特に}関係各省は若干

の要望も出ており、外務省としても公文書の

引継ぎ等協定交渉のアド-ア-プ準備

準備等と対応してゆくこととなるべきで

いる折でもあり、16日の代理会談において、

この提示は存している。米側案の骨子

りとも正式に準備等と対応する前に見せて

ら之が事務促進^に役立つと云ふ。

(4) 何れにても本日の米側考之方^については部内
でも協談の上貴方^(F2)の仲繰出^に登^りにお
知らせと云ふこととした。

3. 以上の次第に於て、次のう^にて在る米

大へ回答が云ふことと致した。(事件^については各^の協
談^にて米側^が、米側^には通報^は云ふことと致した。)

(1) 米側提案が 7月23日代理会^で行

は云ふことと致した。

(2) 代表会^にて開催^については、日米側^(F3)の検討
と見^て決^まると云ふこととしたが、且^に途^にて

は 8月6日とする。

(3) 米側提案^においても移譲^と行^う伴

要^のあり^については前向^に行^うてゆくこと

致した。移譲^の態様^については日米^の双

方の合意^を云ふことによりて行^うてゆくこととした。

民政機能移行 file

I 民政機能移行第2段階

46.90.

新中記

1. 旧国帛有地管理問題 (河川、干潟等含む)
2. 基地外道路網の運営及維持
3. 入管行政 (施政権小委に)
4. 合同石油審議会 (ガソリン等新設認可権限→産至)
5. 自動車登録問題 (地位協定に)

II 未定成のプロジェクト

1. 橋地等
2. 41号線道路建設
3. その他プロジェクト (下水道、奨学資金 etc.)

○ Prep Com. における日米討議の記録文
(本件取決めに関係) 文書
書案文と日米双方の提示検討あり
(Record of Discussions)

とされており、日米両国条約局にて作成、大蔵省のコメントと待ち代表部へ通報が予定